

# タクシー利用助成事業を 平成21年度も引続き実施します

この事業の経緯としては、平成18年度に御代田町の新交通システム検討委員会において、交通弱者に対する新たな交通機関の導入を検討するにあたり、町内での交通機関利用者の実態把握が必要であるとされました。

タクシー利用助成事業は、タクシー券を利用した取り組みを行うことで、どの地域からどの地域への公共交通需要があるのか把握することを目的としています。この事業の実施期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間をめぐりにしています。

平成21年度においては、平成20年度の実施状況を踏まえ、タクシー利用助成券の上限を一人年間24枚から年間30枚に増やして利用状況を把握することとなりました。

4月1日からのタクシー利用助成事業の内容は、次のとおりとなります。

## 平成21年度 タクシー利用助成事業の内容

御代田町に住所があり、満75歳以上の方ならだれでも利用できます。

### 1 タクシー利用助成券については、次の条件があります。

- ①御代田町内で乗車し、町内で降車となります。
- ②本人が乗車する必要があります。(相乗りも可能です)
- ③通院・買物・公共施設利用などの日常生活に必要な目的に助成します。遊興目的では利用できません。
- ④一人で年間30枚まで利用できます(有効期限は平成22年3月31日まで)。
- ⑤年度途中で満75歳となられた方は、誕生月から平成22年3月までの月数分を発行します。この場合、一月当たり2.5枚で計算し、総数に端数が生じた場合は整数枚に切上げます。
- ⑥タクシー利用助成券を他人に譲渡することはできません。

### 2 タクシー利用助成券の購入方法

- ①企画財政課窓口で購入申込書を記入します。
- ②助成券1枚当たり600円をお支払いいただきます。(6枚単位3,600円で購入)
- ③代理の方が申請する場合は、本人の委任状を添付する必要があります。

### 3 タクシー利用助成券の利用

- ①利用できるタクシー会社は、「軽井沢観光タクシー」と「松葉自動車交通」の2社です。
- ②助成券には身分証がついていますので、乗車の際には切り離さずに運転手に提示してください。
- ③この助成券は1回1,500円まで利用できます(おつりはもらえません)。
- ④1回の乗車で1,500円を超えた金額については、その都度ご自分でお支払いください。

#### お願い

平成20年度のタクシー利用助成券は4月から使えません

平成20年度のタクシー利用助成券の有効期限は平成21年3月31日までです。期限までに利用できなかったタクシー券は翌年度に繰り越しはできませんので、代金の払い戻し請求をお願いします。

請求の手続は、平成21年4月1日から4月30日の1ヶ月の間に役場企画財政課で、使用しなかったタクシー利用助成券をお持ちの上、払戻請求書の記入をお願いします。口座振込により利用しなかった利用助成券1枚当たり600円をお返しします。

#### 問い合わせ先

企画財政課企画係

(内線52)

# 障がいのある方の日常生活をサポート 福祉タクシー利用助成事業を実施します

町では平成21年4月1日から  
障がいのある方の日常生活をサポートするため  
「福祉タクシー利用助成事業」を実施します。

## 福祉タクシー利用助成事業の内容

### 1 利用できる人

御代田町に住所があり、75歳未満で次のいずれかに該当する方。

- 身体障害者手帳の障害程度が1～2級に該当する。
- 療育手帳の障害程度がAに該当する。
- 精神保健福祉手帳の障害程度が1級に該当する。

### 2 タクシーの運行範囲

タクシーの運行範囲は御代田町内となります。

### 3 利用目的

タクシーの利用は通院、買物、公共施設、金融機関の利用等日常生活で必要な場合です(遊興目的での利用はできません)。

### 4 助成券

利用したい方は、1枚600円の助成券(6枚分が1セットで3,600円)をお求めください。

助成券は1回1,500円まで利用できます(おつりはもらえません)。タクシー料金が1,500円を超える場合は、超えた料金をその都度運転手に支払っていただきます。

例 自宅からタクシーに乗り、役場と金融機関へ行き自宅に帰ったら、タクシー料金は2,000円であった。助成券1枚と現金500円を運転手に渡す。

### 5 購入できる枚数

申請した月を含め、1ヶ月2枚の計算で年間24枚まで購入できます。ただし、75歳に達する月の前月分までとなります(75歳に達する月からは御代田町タクシー利用助成事業をご利用ください。窓口は町企画財政課です)。

### 6 利用方法

利用者は乗車の際、助成券に身分証がついていますので、切り離さずに運転手に提示してください。

### 7 助成券の購入場所 保健福祉課福祉係

### 8 購入方法

所定の申請用紙に記入して、保健福祉課福祉係に提出してください。申請内容と助成券購入料金の納入を確認の後、助成券を交付します。代理の方が申請する場合は、本人の委任状を添付する必要があります。

### 9 利用できるタクシー会社

「軽井沢観光タクシー」と「松葉自動車交通」です。

### 10 相乗り

目的地まで同じ路線上での乗車に限り、相乗りすることができます(介助者も同乗できます)。

### 11 助成券の払戻し

助成券が不要となった場合は、助成券購入代金の払戻しができます。払戻し申請は、有効期限(平成22年3月31日または75歳に達する月の前月末日)後1ヶ月以内に保健福祉課福祉係へ申請してください。

### 12 申請書等の様式

利用できる人には、申請書等の様式を保健福祉課福祉係から郵送します。

問い合わせ先  
保健福祉課福祉係

22(32)0022